

パラメータ発明のサポート要件

— (令和元年 (行ケ) 第 10173 号 [両面粘着テープ事件] を契機として) —

会員・弁護士 高石 秀樹



要 約

偏光フィルム知財高裁大合議判決は、サポート要件の判断基準として、①条文の文言、及び②当業者が発明の課題を解決できると認識できるという要件に加えて、「パラメータ発明」については「数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味」を当業者が認識できるという要件③を加重した。この要件③の適用を否定した〔両面粘着テープ〕判決を契機として、要件③の実務上の影響及び適用の境界線を探る（＜切り口①＞）。また、発明の「課題」を個別的・具体的に認定するか、上位概念で抽象的に認定するかという観点（＜切り口②＞）、クレーム文言に形式的に属する全ての範囲について発明の課題を解決できると当業者が認識できる必要があるか（＜切り口③＞）という観点を裁判例に基づいて考察し、位置付け及び境界線を探る。最後に、発明が解決する課題をクレームアップするとサポート要件を満たすか（＜付録＞）という最近の重要トピックについて裁判例を確認する。

【討論対象となることを希望する論点】

パラメータ発明のサポート要件の判断基準について、以下の 2 点について題材を提供する。

1. 偏光フィルム大合議判決が示した 2 段階目の規範（要件③）が適用される「パラメータ発明」の境界線
2. 数値・パラメータに含まれる範囲全体に亘って課題が解決されるように記載されていることが必要とされるか否かの境界線

目次

<p>1. 全体の概要</p> <p>2. パラメータ発明のサポート要件《概論》</p> <p> (1) 条文（特許法 36 条 6 項 1 号）</p> <p> (2) サポート要件に関する審査基準</p> <p> (3) [偏光フィルム] 知財高裁大合議判決が示した 2 段階の規範（要件①②+要件③）</p> <p> (4) 大合議判決の踏襲状況</p> <p> (5) サポート要件の検討に関する 3 つの＜切り口＞+最近の重要トピック</p> <p>3. <u>＜切り口①＞～大合議判決が示した 2 段階目の規範（要件③）が適用される「パラメータ発明」の境界線</u></p> <p> (1) 大合議判決が示した 2 段階目の規範が適用された裁判例～大合議判決+〔…トマト含有飲料事件〕判決</p> <p> (2) 大合議判決が示した 2 段階目の規範が適用されなかった裁判例群</p> <p> (3) 大合議判決が示した 2 段階目の規範が適用される「パラメータ発明」の境界線</p> <p>4. <u>＜切り口②＞～「パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でない」という枕詞の意義</u></p> <p> (1) 概論</p>	<p>(2) パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でない⇒サポート要件○と判断した裁判例の紹介</p> <p>5. <u>＜切り口③＞～数値・パラメータに含まれる範囲全体に亘って課題が解決されるように記載されている必要があるか否か</u></p> <p> (1) 概論</p> <p> (2) 当業者がクレーム文言に形式的に含まれる範囲全体に亘って課題が解決されると認識できる<u>必要がある</u>とした裁判例</p> <p> (3) 当業者がクレーム文言に形式的に含まれる範囲全体に亘って課題が解決されると認識できる<u>必要がない</u>とした裁判例</p> <p>6. <u>＜付録＞発明が解決する課題をクレームアップするとサポート要件を満たすか（最近の重要トピック）</u></p> <p>7. まとめ</p> <p>.....</p> <p>1. 全体の概要</p> <p> サポート要件の判断基準は、①特許請求の範囲に記載された発明が発明の詳細な説明に記載された発明で</p>
--	---

あるという条文（特許法 36 条 6 項 1 号）の文言を超えて、②「発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」を問題とするのが裁判例の大多数であり、実務上確立している。

そうであるところ、裁判例を検討すると、サポート要件の判断基準は“ダブルスタンダード”であり、特にパラメータを含む発明については、2つの意味で“ダブルスタンダード”である。

第一のパラメータを含む発明の“ダブルスタンダード”は、〔偏光フィルム知財高裁大合議判決〕⁽¹⁾が判示した2段階目の規範の適用（＜切り口①＞）である。大合議判決は、「パラメータ発明」のサポート要件の判断基準として、上記①②に加えて、「本件発明は…いわゆるパラメータ発明に関するものであるところ、このような発明において、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、特許出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要する」という要件③を加重している。この「数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係」の技術的な意味が認識できるという要件はハードルが高く、多くのパラメータを含む発明は、その数式が示す範囲の内外で効果（性能）が異なるか、少なくともそれが認識できることは困難であるから、要件③が加重されるパラメータ発明はサポート要件をみたすことが困難となる。そうである以上、実務上重要なポイントは、数式やパラメータを含む発明のうち、どのような発明が大合議判決がいう「パラメータ発明」に該当し、要件③が加重されるかという点であるが、実際に要件③が加重された裁判例は、現在まで、大合議判決の他、平成 28 年（行ケ）第 10147 号〔…トマト含有飲料事件〕しか見当たらず、本稿執筆の契機となった令和元年（行ケ）第 10173 号〔両面粘着テープ事件〕の発明でさえも大合議判決がいう「パラメータ発明」に該当せず、要件③が加重されないと判断されている。そうすると、大合

議判決がいう「パラメータ発明」に該当し、要件③が加重されるか否かの境界線を見極めることは極めて困難であるが、裁判例に基づいて考察する限り、パラメータを含む発明のうち大多数について要件③が加重されていないという意味では、大合議判決が判示した要件③の影響力は限定的であると評価できる。「パラメータ発明」の定義としては、大合議判決が「 $Y > -0.0667X + 6.73$ 」「 $X \geq 65$ 」⁽²⁾という発明を「特性値を表す二つの技術的な変数（パラメータ）を用いた一定の数式により示される範囲をもって特定した」と認定しており、〔…トマト含有飲料事件〕判決が、「糖度が 9.4~10.0」「糖酸比が 19.0~30.0」「グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量の合計が 0.36~0.42 重量%」という発明を「特性値を表す三つの技術的な変数により示される範囲をもって特定した」と認定したが、要件③が加重されるか否かを判断した数少ない裁判例である〔両面粘着テープ事件〕判決が、「基材の厚みが 1500 μm 以下」「結晶融解温度ピークが 140 $^{\circ}\text{C}$ 以上」「発泡倍率が 15 cm^3/g 以下」「気泡のアスペクト比が 0.9~3」という発明について、「特性値を表す技術的な変数（パラメータ）を用いた一定の数式により示される範囲をもって特定した物を構成要件とする発明ではなく、被告が指摘する上記裁判例にいうパラメータ発明には当たらない」と判示したことを整合的に理解するならば、要件③が加重されるか否かの境界線は、数式やパラメータが複数か否かではなく、数値が「特性値を表す技術的な変数（パラメータ）」であるか否かで決まることとなる。もっとも、裁判例に基づく考察はこれが限界であり、〔…トマト含有飲料事件〕の発明がこれにあたり、〔両面粘着テープ事件〕の発明がこれにあたらないことを区別するメルクマールは、想定困難である。

第二に、パラメータ発明に限らず全ての発明について妥当する“ダブルスタンダード”として、上記②の要件のあてはめについて、クレーム文言に形式的に属する全ての範囲について、発明の課題を解決できると当業者が認識できる必要があるか否か（＜切り口③＞）がある。物の発明であれば全ての属する物について、数値範囲の端から端まで（例えば、A 及び B の数値範囲を含む発明であれば、A が最小のときに B が最小でも最大でも、また、A が最大のときに B が最小でも最大でも、）発明の課題を解決できると当業者が認識できる必要があるというメルクマールに従って厳

格に判断した裁判例が多数ある。他方、発明を合目的に（限定的に）解釈して、課題を解決できない部分を形式的に含むとしても当該部分は発明に含まれないというロジックでサポート要件を満たすと判断した裁判例も一定数存在する。このように、“クレーム文言に形式的に属する全ての範囲について”発明の課題を解決できると当業者が認識できる必要があるか否かは、あてはめの前提となるメルクマールであり、サポート要件の結論に直結するから、その境界線が何処にあるのかを見極めることが実務上重要である。この点について、全ての裁判例を整合的に説明することは困難である。何故なら、当事者の主張にも依るのみならず、サポート要件の判断が非常に厳しい時代が存在したことも否定できないからである⁽³⁾。ここで、この境界線自体を直接考察することは困難であるが、異なる観点であるが相関する切り口である、発明の「課題」を個別的・具体的に認定するか、上位概念で抽象的に認定するかという観点（<切り口②>）を先に検討することにより、この境界線を考察する足掛かりになると思料する。例えば、「物質 A を 7～11 重量% 含む醤油」というクレーム文言があったときに、発明の課題を上位概念で抽象的に「物質 A を含むことにより食塩を減らしても塩味を感じることができると」と認定した場合は、課題解決手段は「物質 A を含むこと」により塩味を補完できるというメカニズムであり、数値範囲は発明の課題解決と無関係であるから、数値範囲の端から端まで課題を解決できるか否かは問題とならず、むしろ、数値範囲の端であっても「物質 A を含むこと」に変わりはないから、課題を解決していると判断されやすい。これに対し、発明の課題を個別的・具体的に「物質 A を十分量含むことに食塩を減らしても減らさない場合と同程度に塩味を感じることが可能であり、かつ、物質 A を過剰に含むことによる苦みを感じることがない」と認定した場合は、課題解決手段は「物質 A を含むこと」ではなく、物質 A を十分量含み（下限値の設定）、且つ、過剰に含まない（上限値の設定）という数値範囲を設定したことであるから、数値範囲の端から端まで課題を解決できるか否か、すなわち、A が下限値付近でも同程度に塩味を感じる程度に補完できているか、及び、A が上限値付近でも苦みを感じないかが問題となる⁽⁴⁾。この<切り口②>について言えば、パラメータを含む発明において、当該パラメータが発明の本質的部分（課

題解決手段）であるか否かが争点となり、当該パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でない判断した裁判例では全ての事案でサポート要件○と判断されていることに鑑みると、判決文中におけるパラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でないという論証の意義は、課題解決と無関係なパラメータをクレームアップしたレアケースにおいて、「発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」（要件②）を権利者に柔軟に判断し、サポート要件○の方向で論証する枕詞であると位置付けられる。他方、認定された発明の課題が（特定の物質を含むことのように）パラメータに着目したことなく、（当該物質の下限値・上限値を設定して）パラメータの範囲により解決される発明は、クレーム文言に形式的に属する全ての範囲について発明の課題を解決できると当業者が認識できる必要があるとされる傾向にある。

ここで<切り口③>に戻ると、裁判例に基づいて考察する限り、一つの合理的な説明としては、パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でない発明については、サポート要件（ここでは、要件②）を権利者に柔軟に判断され、サポート要件○の方向となる結果として、数値範囲は発明の課題解決と無関係であるから、数値範囲の端から端まで課題を解決できるか否かは問題とならないという方向性であろう。このような考察は、裁判例の大多数と整合する。

最後に、サポート要件（ここでは、要件②）に関する最近の重要トピックとして、発明が解決する課題をクレームアップした場合、同要件を満たすことになるか否かが実務上注目されている。例えば、平成 29 年（行ケ）第 10225 号〔PCSK9 に対する抗原結合タンパク質事件〕<大鷹裁判長>（アムジエン v. サノフィ）は、「参照抗体と『競合する』抗体であれば、PCSK9 と LDLR との結合を中和するものといえないとしても、本件訂正発明 1 は『PCSK9 と LDLR タンパク質の結合を中和することができる』抗体であることを発明特定事項とするものであるから、そのことは、上記認定を左右するものではない。」と判示しており、抗体が「PCSK9 と LDLR タンパク質の結合を中和することができる」という課題・作用効果自体がクレームアップされているから、同課題を解決できない（作用効果を有しない＝中和することができない）抗体はそもそも発明に属しないことを理由にサポート要件○と

判断された⁶⁾。他方、令和元年（行ケ）第 10136 号〔パロノセトロン液状医薬製剤事件〕<鶴岡裁判長>は、「少なくとも 24 ケ月の貯蔵安定性を有する溶液」という課題・作用効果自体をクレームアップしていたが、クレームアップされた課題・効果も明細書に記載され、課題解決が認識できる必要がある⁶⁾として、サポート要件違反と判断した。この点も、どのように切り分けられるか、その境界線は必ずしも明らかでなく、今後の裁判例の蓄積が待たれる。

2. パラメータ発明のサポート要件<概論>

(1) 条文

いわゆるサポート要件に関する特許法 36 条 6 項 1 号は、「特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。」という条文であり、発明の課題云々という条文ではない。

ここで、実施可能要件に関する特許法 36 条 4 項 1 号は、「経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。」という条文であり、この「経済産業省令」である特許法施行規則 24 条の 2) は、「特許法第三十六条第四項第一号の経済産業省令で定めるところによる記載は、発明が解決しようとする課題及びその解決手段その他のその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が発明の技術上の意義を理解するために必要な事項を記載することによりしなければならない。」という条文であり、発明の課題云々が規定されている。

平成 17 年の〔偏光フィルム知財高裁大合議判決〕以前は、発明の課題を解決できるように明細書に記載されている必要があるという命題は実施可能要件の問題として扱われており、サポート要件は単に明細書中にクレーム文言のコピーがあれば満たすという形式要件として扱われていた⁷⁾。しかしながら、〔偏光フィルム知財高裁大合議判決〕を契機として、同命題はサポート要件でも扱われるようになったという歴史がある。もっとも、この点は何れの要件で問題とするかというだけのことであるから、特許性の有無という最終結論には影響がない事柄である。

(2) サポート要件に関する審査基準

サポート要件に関する特許庁審査基準は以下の括弧

内のおりである。其々の箇所につき若干説明する。

〔(1) 特許請求の範囲の記載がサポート要件を満たすか否かの判断は、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものとを対比、検討してなされる。この対比、検討は、請求項に係る発明を基準にして、発明の詳細な説明の記載を検討することにより進める。この際には、発明の詳細な説明に記載された特定の具体例にとらわれて、必要以上に特許請求の範囲の減縮を求めることにならないようにする。〕

⇒サポート要件は、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものとを対比して判断するものであり、必要以上に請求項に係る発明を限定的に解釈することでその範囲ではサポート要件をみたすという判断手法を諫めている。請求項に係る発明を限定的に解釈することでその範囲でサポート要件をみたすと判断した裁判例も一定数存在しており、「必要以上に」とはどの程度であるかが実務上問題となる。

〔(2) 審査官は、この対比、検討に当たって、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものとの表現上の整合性にとらわれることなく、実質的な対応関係について検討する。単に表現上の整合性のみで足りると解すると、実質的に公開されていない発明について権利が発生することとなり、第 36 条第 6 項第 1 号の規定の趣旨に反するからである。〕

⇒〔偏光フィルム知財高裁大合議判決〕以前は、サポート要件は明細書中にクレーム文言のコピーがあれば満たすという形式要件として扱われていたが、大合議判決以降は、発明の課題を解決できると当業者が認識できる必要があるという実質的な対応関係が要求されるようになったという歴史的経緯に対応する⁸⁾。

〔(3) 審査官によるこの実質的な対応関係についての検討は、請求項に係る発明が、発明の詳細な説明において『発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲』を超えるものであるか否かを調べることによりなされる。請求項に係る発明が、『発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲』を超えていると判断された場合は、請求項に係る発明と、発明の詳細な説明に発明として記載されたものが、実質的に対応しているとはいえず、特許請求の範囲の記載はサポート要件を満たしていないことになる。審査官は、発明の課題を、原

則として、発明の詳細な説明の記載から把握する。」

⇒発明の詳細な説明等から発明の課題を解決できると当業者が認識できるか否かを問題とするならば、発明の課題をどのように把握するかが結論に直結する最も重要な前提事項である。この点について、審査基準は、「発明の課題を、原則として、発明の詳細な説明の記載から把握する。」と説明しているものであり、発明の詳細な説明の課題欄に記載されている内容と異なる課題を外部証拠を持ち出して主張しても、原則として認められない⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

「ただし、以下の (i) 又は (ii) のいずれかの場合には、明細書及び図面の全ての記載事項に加え、出願時の技術常識を考慮して課題を把握する。

(i) 発明の詳細な説明に明示的に課題が記載されていない場合

(ii) (ii) 明示的に記載された課題が、発明の詳細な説明の他の記載や出願時の技術常識からみて、請求項に係る発明の課題として不合理なものである場合（例えば、分割出願と原出願（「第 VI 部第 1 章第 1 節 特許出願の分割の要件」の 1. 参照）において、発明の詳細な説明に明示的に記載された課題が同じであり、その課題が、発明の詳細な説明の他の記載や出願時の技術常識からみて、分割出願の請求項に係る発明の課題としては不合理と認められる場合）『発明の詳細な説明において発明の課題が解決できることを当業者が認識できるように記載された範囲』の把握にあたっては、審査官は、明細書及び図面の全ての記載事項に加え、出願時の技術常識を考慮する。』

⇒外国を第一国とする外内出願においては、発明の課題が明記されていない明細書も多いと思われるが、外内出願がサポート要件違反と判断され易いかという点と必ずしもそうではない。発明の詳細な説明に課題が記載されていない場合は、出願時の技術常識を考慮して課題を把握するため、欧州特許庁実務の課題解決アプローチに近い判断手法で、従来技術との相違点を発明の課題を把握することとなり易く、発明の詳細な説明の記載に縛られない分だけ、進歩性判断において権利者有利であるともいえる。また、発明が補正された場合や、分割出願は、原明細書中の当初のクレーム文言と発明自体が異なることが想定され、クレーム文言と明細書に記載された課題とが齟齬する場合は、出願時の技術常識を考慮して課

題を把握することが説明されている。このように、補正・分割発明については、必ずしも明細書中の課題欄に記載された課題に囚われないことを実務上念頭におくべきである。この点について、本稿では深入りしないが、裁判例の傾向もこれと整合する。

(3) 【偏光フィルム】知財高裁大合議判決（平成 17 年（行ケ）10042）が示した 2 段階の規範（要件①②+要件③）

(3-1) 大合議判決は、（パラメータ発明に限らない）サポート要件に関する一般的規範として、以下のとおり判示した。（1 段階目の規範＝要件①②）

「特許制度は、発明を公開させることを前提に、当該発明に特許を付与して、一定期間その発明を業として独占的、排他的に実施することを保障し、もって、発明を奨励し、産業の発達に寄与することを趣旨とするものである。そして、ある発明について特許を受けようとする者が願書に添付すべき明細書は、本来、当該発明の技術内容を一般に開示するとともに、特許権として成立した後にその効力の及ぶ範囲（特許発明の技術的範囲）を明らかにするという役割を有するものであるから、特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならないというべきである。特許法旧 36 条 5 項 1 号の規定する明細書のサポート要件が、特許請求の範囲の記載を上記規定のように限定したのは、発明の詳細な説明に記載していない発明を特許請求の範囲に記載すると、公開されていない発明について独占的、排他的な権利が発生することになり、一般公衆からその自由利用の利益を奪い、ひいては産業の発達を阻害するおそれを生じ、上記の特許制度の趣旨に反することになるからである。そして、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、特許請求の範囲の記載と発明の詳細な説明の記載とを対比し、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された発明で、発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否かを検討して判断すべきものであり、明細書のサポート要件の存在は、特

許出願人（特許拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟の原告）又は特許権者（平成15年法律第47号附則2条9項に基づく特許取消決定取消訴訟又は特許無効審判請求を認容した審決の取消訴訟の原告、特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟の被告）が証明責任を負うと解するのが相当である。」

(3-2) 大合議判決は、「パラメータ発明」特有の加重要件として、以下のとおり判示した。(2段階目の規範=要件③)

「特許請求の範囲に発明として記載して特許を受けるためには、明細書の発明の詳細な説明に、当該発明の課題が解決できることを当業者において認識できるように記載しなければならないというべきことは、上記(1)で説示したとおりである。そして、上記(2)から明らかとなっており、本件発明は、特性値を表す二つの技術的な変数（パラメータ）を用いた一定の数式により示される範囲をもって特定した物を構成要件とするものであり、いわゆるパラメータ発明に関するものであるところ、このような発明において、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、特許出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要するものと解するのが相当である。」

(4) 大合議判決の踏襲状況

大合議判決直後の平成21年（行ケ）第10033号〔フリバンセリン事件〕＜飯村裁判長＞は、「『発明の詳細な説明』の記載内容に関する解釈の手法は、同規定の趣旨に照らして、『特許請求の範囲』が『発明の詳細な説明』に記載された技術的事項の範囲のものであるか否かを判断するのに、必要かつ合目的な解釈手法によるべきであって、特段の事情のない限りは、『発明の詳細な説明』において実施例等で記載・開示された技術的事項を形式的に理解することで足りるというべきである。大合議部判決の判示は、(1)『特許請求の範囲』が、複数のパラメータで特定された記載であり、その解釈が争点となっていること、(2)『特許請求の範囲』の記載が『発明の詳細な説明』の記載によ

る開示内容と対比し、『発明の詳細な説明』に記載、開示された技術内容を超えているかどうか争点とされた事案においてされたものである」から前提を異にするとして大合議判決の規範を踏襲せず、「知財高裁大合議部判決の判示を論拠として、医薬品の用途発明である本件について、発明の詳細の記載に薬理データ又はそれと同視すべき程度の記載がないから、法36条6項1号の要件を満たさないとすべきであるとの被告の主張は、採用の限りでない。」と判断した。〔フリバンセリン事件〕判決は、大合議判決の“1段階目の規範（要件①②）”及び“2段階目の規範（要件③）”のうち、要件③のみならず、要件②も採用しなかったという点においてその後の他の裁判例と特異的であると評価されている。要件③を採用しなかったという点は、その後の他の大多数の裁判例も同様である。

すなわち、〔フリバンセリン事件〕判決が要件②を採用しなかった点はその後の裁判例で踏襲されていない。その後の裁判例の集積を概観する限り、サポート要件の判断基準は、①特許請求の範囲に記載された発明が発明の詳細な説明に記載された発明であり、②「発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か、また、その記載や示唆がなくとも当業者が出願時の技術常識に照らし当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」であることは実務上確立している。

上記①②に加えて、③「本件発明は…いわゆるパラメータ発明に関するものであるところ、このような発明において、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、特許出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要する」という加重要件については、「パラメータ発明」であれば要件③が加重されるという枠組み自体は〔両面粘着テープ事件〕判決でも前提とされているから踏襲されているといえるが、実際に要件③が加重されて判断された裁判例は、大合議判決自体の他に、〔…トマト含有飲料事件〕判決しかない。そうすると、パラメータを含む発明のうち大

多数については、要件③が問題とされていないという意味では、大合議判決が同加重要件（要件③）を判示したことの影響力は限定的であると評価できる。

(5) サポート要件の考察に関する3つの<切り口>

冒頭の要約において述べたとおり、サポート要件については様々な切り口から考察できるところ、本稿においては、以下の3つの<切り口>から裁判例を整理し、誌上討論の用に供することとする。

<切り口①>～大合議判決が示した2段階目の規範

（要件③）が適用される「パラメータ発明」の境界線

<切り口②>～「パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でない」という枕詞の意義

<切り口③>～数値・パラメータに含まれる範囲全体

に亘って課題が解決されるように記載されているか

否か

<付録>発明が解決する課題をクレームアップすると

サポート要件を満たすか（最近の重要トピック）

3. <切り口①>～大合議判決が示した2段階目の規範（要件③）が適用される「パラメータ発明」の境界線

(1) 大合議判決が示した2段階目の規範（要件③）が適用された裁判例～大合議判決+〔…トマト含有飲料事件〕判決

<1>知財高判大合議平成17年（行ケ）第10042号〔偏光フィルム事件〕⇒サポート要件×

（特許請求の範囲の文言）

「【請求項1】ポリビニルアルコール系原反フィルムを一軸延伸して偏光フィルムを製造するに当たり、原反フィルムとして厚みが30～100 μ mであり、かつ、熱水中での完溶温度（X）と平衡膨潤度（Y）との関係が下式で示される範囲であるポリビニルアルコール系フィルムを用い、かつ染色処理工程で1.2～2倍に、さらにホウ素化合物処理工程で2～6倍にそれぞれ一軸延伸することを特徴とする偏光フィルムの製造法。

$$Y > -0.0667X + 6.73 \cdots (I)$$

$$X \geq 65 \cdots (II)$$

但し、X：2cm×2cmのフィルム片の熱水中での完溶温度（℃）

Y：20℃の恒温水槽中に、10cm×10cmのフィルム片を15分間浸漬し膨潤させた後、105℃で2時間乾燥を行った時に下式浸漬後のフィルムの重量／乾燥後の

フィルムの重量より算出される平衡膨潤度（重量分率）」（判旨抜粋）

「本件発明は、特性値を表す二つの技術的な変数（パラメータ）を用いた一定の数式により示される範囲をもって特定した物を構成要件とするものであり、いわゆるパラメータ発明に関するものである」

「上記四つの具体例のみをもって、上記斜めの実線が、所望の効果（性能）が得られる範囲を画する境界線であることを的確に裏付けているとは到底いうことができない。そうすると、本件明細書に接する当業者において、PVAフィルムの完溶温度（X）と平衡膨潤度（Y）とが、XY平面において、式（I）の基準式を表す上記斜めの実線と式（II）の基準式を表す上記破線を基準として画される範囲に存在する関係にあれば、従来のPVA系偏光フィルムが有する課題を解決し、上記所望の性能を有する偏光フィルムを製造し得ることが、上記四つの具体例により裏付けられていると認識することは、本件出願時の技術常識を参酌しても、不可能というべきであり、本件明細書の発明の詳細な説明におけるこのような記載だけでは、本件出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば、所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載しているとはいえず、本件明細書の特許請求の範囲の本件請求項1の記載が、明細書のサポート要件に適合するということとはできない。」

<2>平成28年（行ケ）第10147号〔…トマト含有飲料事件〕⇒サポート要件×

（特許請求の範囲の文言）

「【請求項1】糖度が9.4～10.0であり、糖酸比が19.0～30.0であり、グルタミン酸及びアスパラギン酸の含有量の合計が、0.36～0.42重量%であることを特徴とする、トマト含有飲料。」

（判旨抜粋）

「本件発明は、特性値を表す三つの技術的な変数により示される範囲をもって特定した物を構成要件とするものであり、いわゆるパラメータ発明に関するものであるところ、このような発明において、特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その変数が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、特許出願時の技術

常識を参酌して、当該変数が示す範囲内であれば、所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要するものと解するのが相当である（知財高裁平成17年11月11日判決，平成17年（行ケ）第10042号，判例時報1911号48頁参照。）

「本件出願日当時の技術常識を考慮しても、本件明細書の発明の詳細な説明の記載から、糖度、糖酸比及びグルタミン酸等含有量が本件発明の数値範囲にあることにより、濃厚な味わいでフルーツトマトのような甘みがありかつトマトの酸味が抑制されたという風味が得られることが裏付けられていることを当業者が理解できるとはいえないから、本件明細書の特許請求の範囲の請求項1、8及び11の記載が、明細書のサポート要件に適合するということはできない。」

（2） 大合議判決が示した2段階目の規範（要件

③）が適用されなかった裁判例⁽¹¹⁾～多数

＜1＞令和元年（行ケ）第10173号〔両面粘着テープ事件〕＜高部裁判長＞⇒サポート要件○

（特許請求の範囲の文言）

「【請求項1】 基材の両面にアクリル粘着剤層を有する両面粘着テープであって、／前記基材は、発泡体からなり、／前記基材の厚みが1500 μm 以下であり、／前記発泡体は、示差走査熱量計により測定される結晶融解温度ピークが140 $^{\circ}\text{C}$ 以上であり、発泡倍率が15 cm^3/g 以下であり、気泡のアスペクト比（MDの平均気泡径／TDの平均気泡径）が0.9～3であり、／前記発泡体がポリプロピレン系樹脂を含有する／ことを特徴とする両面粘着テープ。」

（判旨抜粋）

「被告は、本件発明はいわゆるパラメータ発明であり、サポート要件に適合するためには、発明の詳細な説明は、その数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味が、特許出願時において、具体例の開示がなくとも当業者に理解できる程度に記載するか、又は、特許出願時の技術常識を参酌して、当該数式が示す範囲内であれば所望の効果（性能）が得られると当業者において認識できる程度に、具体例を開示して記載することを要する（知財高裁平成17年（行ケ）10042号同年11月11日判決）と主張する。しかし、本件発明は、特性値を表す技術的な変数（パラメータ）を用いた一定の数式により示される範囲を

もって特定した物を構成要件とする発明ではなく、被告が指摘する上記裁判例にいうパラメータ発明には当たらないから、被告の主張は前提を欠く。」

「…本件明細書には、発泡倍率が15 cm^3/g に近いほど、気泡のアスペクト比が0.9あるいは3に近いほど、また、厚さが1500 μm に近いほど耐反発性が劣ることの記載はない。また、被告の主張する構成の変更により耐反発性が低下するとしても、所定の評価方法に基づき耐反発性が◎と評価された実施例1及び5（【0074】，【表1】）について、本件課題を解決できないほどの耐反発性の低下をもたらすとする根拠は不明であり、被告の主張は採用できない。」

＜2＞平成29年（行ケ）第10129号〔ライスミルク事件〕＜鶴岡裁判長＞⇒サポート要件○

（特許請求の範囲の文言）

「【請求項1】 米糖化物、及び γ -オリザノールを1～5質量%含有する米油を含有するライスミルクであって、当該米油を0.5～5質量%含有するライスミルク。」

（判旨抜粋）

「異議決定が、本件発明を γ -オリザノールの含有割合に技術的特徴がある数値限定発明（パラメータ発明）と解した上でサポート要件の適否を検討したことについては、誤りがある」

＜3＞大合議判決を引用したその他の各裁判例は、要件①②のみを引用しており、要件③については、その採否自体を検討することなく採用していない⁽¹²⁾。

（3） 大合議判決が示した2段階目の規範が適用される「パラメータ発明」の境界線

上記1項において考察したとおり、裁判例に基づいて考察する限り、パラメータを含む発明の大多数において要件③が加重されていないという意味では、大合議判決が判示した要件③の影響力は限定的であると評価できる。

要件③が加重されるか否かの境界線は、数式やパラメータが複数か否かではなく、数値が「特性値を表す技術的な変数（パラメータ）」であるか否かで決まることとなる。もっとも、裁判例に基づく考察はこれが限界であり、〔…トマト含有飲料事件〕の発明がこれにあたり、〔両面粘着テープ事件〕の発明がこれにあたらないことを区別するメルクマールは、想定困難である。

4. <切り口②>～「パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でない」という枕詞の意義

(1) 概論

パラメータを含む発明において、当該パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）であるか否かが争点となり、当該パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）である判断した裁判例は、サポート要件○×にかかわらず見当たらない。

もちろん、課題解決と無関係なパラメータをクレームアップする方がレアケースであろうから、むしろ、大多数のパラメータを含む発明においては、当該パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）であることが前提であると考えられる。そして、パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）であることは、「発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」（要件②）の判断は、権利者にとって厳格に判断される方向性となる。

そうすると、次に紹介する各裁判例の判決文中におけるパラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でないという論証の意義は、課題解決と無関係なパラメータをクレームアップしたレアケースにおいて、「発明の詳細な説明の記載により当業者が当該発明の課題を解決できると認識できる範囲のものであるか否か」（要件②）を権利者に柔軟に判断し、サポート要件○の方向で論証する枕詞であると位置付けられる。

そして、これらの裁判例に基づいて理解すれば、認定された発明の課題が（特定の物質を含むことのように）パラメータに着目したことなく、（当該物質の下限値・上限値を設定して）パラメータの範囲により解決される発明は、クレーム文言に形式的に属する全ての範囲について発明の課題を解決できると当業者が認識できる必要があるとされる傾向にあると考察する。以下に、関連する裁判例を紹介する⁽¹³⁾。

(2) パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でない⇒サポート要件○と判断した裁判例の紹介

(1) 概論

パラメータを含む発明において、当該パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）であるか否かが争点となり、当該パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でない判断した裁判例は、全ての事案でサ

ポート要件○と判断されている。このような統計的観点からも、判決文中におけるパラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でないという論証の意義は、サポート要件○の方向で論証する枕詞であると位置付けられるという上記考察が裏付けられる。以下に、各裁判例を紹介する。

＜1＞平成20年（行ケ）第10484号〔無鉛はんだ合金事件〕⇒サポート要件○

（判旨抜粋）「本件優先権主張日前に『Snを主として、これに、CuとNiを加える』ことによって『金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した』発明（又はそのような発明を容易に想到し得る発明）が存したとは認められないから、本件発明1の特徴的な部分は、『Snを主として、これに、CuとNiを加える』ことによって『金属間化合物の発生が抑制され、流動性が向上した』ことにあり、CuとNiの数値限定は、望ましい数値範囲を示したものにすぎないから、上記で述べたような意味において具体的な測定結果をもって裏付けられている必要はない」

＜2＞平成20年（行ケ）第10065号〔経口投与用吸着剤事件〕⇒サポート要件○

（判旨抜粋）「当業者は、本件特許発明の規定する細孔容積の条件について、それ自体厳密な意味における臨界的な意義を有するというよりも、選択吸着率を優れたものとするために孔径の大きな細孔を少なくすべきことを表現し、そのための一つの目安として『0.25mL/g』との数値を規定したものと理解することができる」

＜3＞平成19年（行ケ）第10147号〔ソーワイヤ用ワイヤ事件〕⇒サポート要件○

（判旨抜粋）「本件特許発明の内部応力の範囲（ $0 \pm 40 \text{kg/mm}^2$ ）は、その上限値又は下限値に格別の臨界的意義があるわけではなく、ワイヤの表面層の内部応力の絶対値が小さい数値を規定したものと理解される。」

＜4＞平成21年（行ケ）第10246号〔容器事件〕⇒サポート要件○

（判旨抜粋）「本件での『流路の有効内径』の数値限定は、他の条件については技術常識を参照しつつ、溶融金属の導出圧力を適宜低下させることが可能であるという程度のものとみらるべきであり、本件特許発明3の特許請求の範囲において、流路の有効内径以外のパラメータの記載がないとしても、特許請求の範囲におい

て、発明の詳細な説明に記載されていない部分が生じてははいない」

〈5〉平成24年（行ケ）第10387号〔安定化された臭化アルカン溶媒事件〕⇒サポート要件○（別の論点で権利者敗訴）

（判旨抜粋）「本件発明は、臭化n-プロピルを安定化する臭化n-プロピルと安定剤の最良の組合せを見出すことを発明の課題とするものであって、臭化n-プロピルと安定剤の配合比の最適化を発明の課題とするものではないので、特許請求の範囲に、安定剤系として選択される物質の配合量の下限值が特定された記載されていないことを根拠に、本件発明…がサポート要件を満たさないとすることはできない。」

〈6〉平成28年（行ケ）第10278号〔ピタバスタチンカルシウムの新規な結晶質形態事件〕＜高部裁判長＞⇒サポート要件○

（判旨抜粋）「本件発明1の課題は、構成要件AないしEで特定されるピタバスタチンカルシウムの結晶多形を提供するものということができる。」

〈7〉平成26年（行ケ）第10016号〔マイクロ波利用のペプチド合成事件〕＜高部裁判長＞⇒サポート要件○

（判旨抜粋）「本件明細書は、前記『2つの欠点』のうち、固相ペプチド合成の『必要な時間の長さ』の点を特に重視して本件発明の解決すべき主要な課題に据え、『凝集』の点は、副次的な課題として位置付けているとみるのが相当である。…本件発明が、『凝集』という副次的な発明の課題を解決できることも認識し得るものであり、具体的な反応温度や加熱時間等が明示されていないことによって、サポート要件が直ちに否定されるわけではない。」

〈8〉平成28年（行ケ）第10001号〔新規な葉酸代謝拮抗薬の組み合わせ療法事件〕＜高部裁判長＞⇒サポート要件○

（判旨抜粋）「当業者は、…本件発明は、①MTA毒性の低下を課題とすること、②ビタミンB12等のメチルマロン酸低下薬の投与が、MTA等の葉酸代謝拮抗薬の投与に関連した毒性を低下させ、他方、治療学的な効力に有害な影響を及ぼさないという新たな知見に基づき、上記課題の解決手段として、MTA投与に当たり、MTA毒性の低下及び抗腫瘍活性の維持のために、ビタミンB12及びこれと同様の効果を奏することが出願時の技術常識として確立されていた葉酸を組

み合わせて投与する剤であることを認識し得る」

〈9〉知財高判（大合議）平成28年（行ケ）第10182号〔ピリミジン誘導体事件〕⇒サポート要件○（判旨抜粋）「本件発明13、15～17の課題は、コレステロールの生成を抑制する医薬品となり得る程度に優れたHMG-CoA還元酵素阻害活性を有する化合物を有効成分として含むHMG-CoA還元酵素阻害剤又はその製造方法を提供することである」

〈10〉東京地判平成27年（ワ）第2862号〔2-ベンゾイルシクロヘキサン-1,3-ジオン事件〕＜嶋末裁判長＞⇒サポート要件○（※パラメータ発明ではないが、参考になる。）

（判旨抜粋）「本件各訂正発明は、除草特性が改良された特定の化合物を提供することを課題とするものではなく、被告も主張するように、除草剤の有効成分又はその候補となる化合物を提供することを課題とするものであるから、…ベンゾイルシクロヘキサン骨格を有する化合物が除草特性を有することが本件出願日当時に当業者に知られていたと認められる以上、本件各訂正発明の技術的範囲に属する化合物の中に、栽培作物に対する安全性が十分でないものが一部に含まれていたというだけでは、除草剤の有効成分の候補となる化合物を提供するという課題を解決できないことになるものではない。」

〈11〉平成29年（行ケ）第10007号〔2-ベンゾイルシクロヘキサン-1,3-ジオン事件〕＜高部裁判長＞⇒サポート要件○（※パラメータ発明ではないが、参考になる。）

（判旨抜粋）「本件訂正発明の課題は、従来から優れた除草活性と作物に対する安全性を示すことが知られている2-ベンゾイルシクロヘキサン-1,3-ジオン化合物であって、新規かつ有用な化合物を提供することにある…。…サポート要件を満足するために、発明の詳細な説明において発明の効果に関する実験データの記載が必ず要求されるものではない。特に本件訂正発明は、新規な化学物質に関する発明であるから、医薬や農薬といった物の用途発明のように具体的な実験データ、例えば、具体的な除草活性の開示まで求めることは相当でない。」

〈12〉平成21年（行ケ）第10252号〔押し棒を有する電気スイッチ事件〕⇒サポート要件○（※パラメータ発明ではないが、参考になる。）

（判旨抜粋）「構成要件e-1及びe-2の機能における

バネの関与の有無は発明を特定するための事項ではないところ、かかる発明を特定するための事項ではない技術的事項に着目し、実施可能要件及びサポート要件を問うことは適切ではない」

5. <切り口③>～数値・パラメータに含まれる範囲全体に亘って課題が解決されるように記載されている必要があるか否か

(1) 概論

裁判例に基づいて考察する限り、一つの合理的な説明としては、パラメータが発明の本質的部分（課題解決手段）でない発明については、サポート要件（ここでは、要件②）を権利者に柔軟に判断され、サポート要件○の方向となる結果として、数値範囲は発明の課題解決と無関係であるから、数値範囲の端から端まで課題を解決できるか否かは問題とならないという方向性であろう。このような考察は、以下に紹介するとおり、裁判例の大多数と整合する⁽¹⁴⁾。

もっとも、発明を合目的的に解釈することで発明を限定的に解釈してサポート要件○と判断された場合、特許権侵害訴訟における発明の技術的範囲もこれに対応して限定的に解釈されるべきことは当然であり、形式的にクレーム文言に適合しても、サポートされていない部分に属するイ号製品・イ号方法は非充足と判断されることとなろう⁽¹⁵⁾。

(2) クレーム文言に形式的に含まれる範囲全体に亘って課題が解決されるように記載されている必要があるとした裁判例

(2-1) <サポート要件○>と判断された事例

<1>平成29年（行ケ）第10113号〔…発泡性組成物事件〕<鶴岡裁判長>は、数値範囲の上限がクレームアップされていないが、事実上の上限値を想定できたとして、サポート要件○と判断した。

(判旨抜粋)「原告は、…低級アルコールの濃度が99.99重量%又はそれに近い値である場合に、安定な泡の形成が可能な発泡性組成物を提供するという課題を解決することはできないと主張する。しかし、…本件発明1は、アルコール、bis-PEG-[10-20]ジメチコン又はbis-PEG-[10-20]ジメチコンの混合物及び水のほかに、第二の界面活性剤や泡安定剤を含有し得るものである。そうすると、本件発明1においては、…アルコールの濃度に事実上の上限値が想定されていると

いうべきである。…原告の主張は、…発明の詳細な説明…を考慮していない誤った前提に基づく…。」

<2>平成30年（行ケ）第10041号〔地殻様組成体の製造方法事件〕<鶴岡裁判長>は、発明を限定解釈し、課題を解決できない構成が含まれないとして、サポート要件○と判断した。

(判旨抜粋)「審決は、本願発明1は、少なくともセシウム及びストロンチウムを含む放射性物質を、1382℃未満の温度（…）で焼成する場合を含むと解され得るが、1382℃未満の温度で焼成をすると、…本願発明1の効果…を実現できないとして、特許請求の範囲の記載はサポート要件に適合しないと判断した。…本願明細書の記載に鑑みれば、…セシウムとストロンチウムの両者を同時に放射性物質として含む場合には、セシウム及びストロンチウムの気化温度未満で汚染材を焼成、すなわち、両者の気化温度に共通する部分となる（より低い気化温度である）セシウムの気化温度未満で焼成するものと解するのが自然である。また、セシウム又はストロンチウムのいずれか一方のみを放射性物質として含む場合には、当該放射性物質の気化温度未満で焼成するものと解される。」

<3>平成29年（行ケ）第10230号〔ポリイミド事件〕<森裁判長>は、クレームアップされていない数値は課題の内容となっていないとして、サポート要件○と判断した。

(判旨抜粋)「特許請求の範囲の請求項1においては、同請求項に記載された方法によって製造されるポリイミドの光透過率については何ら限定されていないのであるから、請求項1の方法により製造されたポリイミドが『10μmのフィルムの400nmでの光透過率が80%以上』であることが本件発明1の課題の内容となっているということとはできない。」

<4>東京地判平成29年（ワ）第18184号〔骨切術用開大器事件〕<佐藤裁判長>は、発明を限定解釈し、課題を解決できない構成が含まれないとして、サポート要件○と判断した。(※パラメータ発明ではないが、参考になる。)

(判旨抜粋)「本件発明は、『一方の開閉機構のみを操作することにより、2対の揺動部材を同時に開いていくことが可能となり、切込みの拡大作業を容易にすることができる』(本件明細書等の段落【0007】)という作用効果を奏するものであり、この点に技術的意義を有する。被告が作成した樹脂モデル(乙7)のように、揺動

部材2の下側揺動部にのみ突起を設けたものは、揺動部材1に係合せず、2対の揺動部材を同時に開くことができないので、本件発明の技術的範囲に属さない」

(2-2) <サポート要件×>と判断された事例

<1>平成19年(行ケ)第10308号〔被覆硬質部材事件〕は、数値範囲の上限が無い場合で、全範囲に亘って発明の目的を達成できることを裏付け不十分として、サポート要件×と判断した。

(判旨抜粋)「当該被覆硬質部材の皮膜につきIa値を2.3以上とすることが同目的を達成するために有効であることが客観的に開示される必要がある…。…因果関係、メカニズムは一切記載されておらず、…実施例として開示されたIa値は…2.3から3.1までという非常に限られた範囲の4例だけであり、これらの実施例をもって、上限の定まらないIa値2.3以上の全範囲にわたって、本件発明の課題を解決し目的を達成できることを裏付けているとは到底いうことができない。」

<2>平成18年(行ケ)第10448号〔エアフィルター用不織布事件〕は、効果を奏しないものが請求項に含まれていることを実験で示した事案につき、サポート要件×と判断した。

(判旨抜粋)「乙1実験及び甲12実験の結果によれば、上記の明細書に記載された関係を認めることができず、また、不織布のRa値が60 μ m以下であり、本件訂正発明1に含まれるものであっても、毛羽立ちの特性が悪いものがあり、さらに、技術常識に照らしても、発明の詳細な説明の内容を、特許請求の範囲に記載された範囲について、一般化することができない。」

<3>平成24年(行ケ)第10151号〔高強度高延性容器用鋼板事件〕<芝田裁判長>は、炭素の重量%のみを限定した「合金」が、明細書に記載された組成以外でもクレーム所定の数値限定を満足することがサポートされていないとして、サポート要件×と判断した。

(判旨抜粋)「本件訂正発明に係る容器用鋼板は、C:0.005~0.040%を含有し、容器に用いられるものである限り、各種の成分及び組成範囲を有する鋼板を包含するものと解される。…

訂正明細書の発明の詳細な説明には、上記イ以外の成分及び組成範囲を有する鋼(例えば、上記の鋼に、更にCr, Cu, Ni等を添加したものなど)を用いて製造された鋼板が、『JIS5号試験片による引張試験における0.2%耐力が430MPa以上、全伸びが15%以下』

及び『10%の冷間圧延前後のJIS5号試験片による引張試験における0.2%耐力の差が120MPa以下で、引張強度と0.2%耐力の差が20MPa以上』を満たし、良好なフランジ成形性を有することについては、何ら開示されていない。のみならず、そもそも、合金は、通常、その構成(成分及び組成範囲等)から、どのような特性を有するか予測することは困難であり、また、ある成分の含有量を増減したり、その他の成分を更に添加したりすると、その特性が大きく変わるものであって、合金の成分及び組成範囲が異なれば、同じ製造方法により製造したとしても、その特性は異なることが通常であると解される。」

<4>平成28年(行ケ)第10042号〔潤滑油組成物事件〕<高部裁判長>は、課題を限定的に認定したうえで、数値範囲の下限でも課題を解決できないとして、サポート要件×と判断した。

(判旨抜粋)「『本発明に係る潤滑油基油成分』の基油全量基準の含有割合が少なく、特許請求の範囲に記載された『基油全量基準で10質量%~100質量%』という数値範囲の下限値により近いような『潤滑油基油』であっても、本願発明の課題を解決できることを示す、本願の出願当時の技術常識の存在を認めるに足る証拠はない。…本願発明は、特許請求の範囲において、『本発明に係る潤滑油基油成分』の含有割合が『基油全量基準で10質量%~100質量%』であることを特定するものである以上、当該数値の範囲において、本願発明の課題を解決できることを当業者が認識することができなければ、本願発明はサポート要件に適合しない…。…原告の上記主張は、比較例3と比べて、少しでも本願発明の課題に関連する物性が改善したものは全て、本願発明の課題を解決できることを前提とするものと解されるが、…本願発明の課題を解決できるというためには、…比較例1ないし3で代表される従来の技術水準を超えて、実施例1ないし6と同程度に優れたものとなることが必要であるから、原告の上記主張は、本願明細書の記載に基づかないものであって、その前提を欠く。」

<5>平成28年(ワ)第25956号、平成29年(ワ)第27366号〔磁気記録媒体事件〕(SONYv.富士FILM)<芝田裁判長>は、数値に上限/下限無し⇒メカニズム非公知&明細書に記載なしとして、サポート要件×と判断した。

(判旨抜粋)「原告の主張は、式(1)の意義に関して、

オーバーカレント状態において、磁性粒子自体の Hc のばらつきが大きくなることによって、そのばらつきが大きくない場合に比べ、再生出力が大きくなり記録電流値の裕度が大きくなることをいうものといえるが、本件明細書にそのことを述べる記載がなく、また、本件出願当時、当業者にとってそのことが技術常識であったことを認めるに足りる証拠はない。…更に、本件訂正発明においては、Hc の上限値は定められたが、SFD の下限値は定められていない。そして、例えば、Hc が上限値である 221 の場合、SFD が 0.082 であっても、式 (1) を満たすこととなるが、実施例 4 の SFD は 0.341 であり、実施例よりも大幅に小さい SFD の値の場合に、当業者が前記の課題を解決できると認識できたとはいえない。」

＜6＞平成 29 年（行ケ）第 10200 号〔回転数適応型の動吸振器を備えた力伝達装置事件〕＜鶴岡裁判長＞は、クレーム（数値範囲）に課題を解決できない構成も含まれているとして、サポート要件×と判断した。（判旨抜粋）「本件明細書の発明の詳細な説明…の対応する限度では、当業者は、本件発明の課題…を解決できるものと認識できる…。しかし、…特許請求の範囲には、次数オフセット qF についての具体的な設定の手法等を特定する記載はなく、…任意に設定された次数オフセット qF だけ高い次数値への次数オフセットをする場合も含まれるというべきであるが、このような任意に設定した次数オフセット qF をとった場合については、本件明細書の記載から当業者が本件発明の課題を解決できるものと認識できるとはいえない。」

＜7＞平成 30 年（行ケ）第 10110 号、第 10112 号、第 10155 号〔セレコキシブ組成物事件〕＜大鷹裁判長＞は、数値限定発明は、数値の全範囲で課題を解決できると認識できる必要があるとして、サポート要件×と判断した。

（判旨抜粋）「特許法 36 条 6 項 1 号は、特許請求の範囲の記載に際し、発明の詳細な説明に記載した発明の範囲を超えて記載してはならない旨を規定したものであり、その趣旨は、発明の詳細な説明に記載していない発明について特許請求の範囲に記載することになれば、公開されていない発明について独占的、排他的な権利を請求することになって妥当でないため、これを防止することにあるものと解される。そうすると、所定の数値範囲を発明特定事項に含む発明について、特許請求の範囲の記載が同号所定の要件（サポート要

件）に適合するか否かは、当業者が、発明の詳細な説明の記載及び出願時の技術常識から、当該発明に含まれる数値範囲の全体にわたり当該発明の課題を解決することができると認識できるか否かを検討して判断すべきものと解するのが相当である。」

＜8＞平成 30 年（行ケ）第 10084 号〔アルミニウム缶内にワインをパッケージングする方法事件〕＜大鷹裁判長＞（＝同日の平成 30 年（ネ）第 10040 号＜大鷹裁判長＞）は、数値限定発明は、数値の全範囲で課題を解決できると認識できる必要があるとして、サポート要件×と判断した。

（判旨抜粋）「本件発明 1 の対象とするワインに含まれる塩化物の濃度範囲（300ppm 未満）及びスルフェートの濃度範囲（800ppm 未満）の全体にわたり『ワインの味質』が保存中に著しく劣化しないことが味覚パネルによる官能試験の試験結果により確認されたものと認識することはできない」

＜9＞平成 29 年（ワ）第 13797 号〔気体溶解装置事件〕＜佐藤裁判長＞は、数値限定発明は、数値の全範囲で課題を解決できると認識できる必要があるとして、サポート要件×と判断した。

（判旨抜粋）「本件訂正は、特許請求の範囲請求項 1 の『細管』の内径及び長さについて『1.0mm より大きく 3.0mm 以下の内径の細管（但し、0.8m 以下の長さのものを除く）』と特定するものである。本件訂正後の請求項 1 の記載によれば、本件訂正後の『細管』の長さは 0.8m より長いものをすべて含むと解される。…本件明細書等の上記記載によれば、本件訂正発明の課題である過飽和状態の安定的な維持のためには、過飽和の濃度が 2.0ppm より大きいことを要する…。…長さが 0.8m より長く、1.4m より短い細管については、本件訂正発明の課題を解決し得るような水素水を得られるとの結果は示されていない。」

＜10＞令和元年（ネ）第 10039 号〔アンテナ装置事件〕＜鶴岡裁判長＞は、クレームされていない構成／数値のサポートを問題として、サポート要件×と判断した。

（判旨抜粋）「請求項 1 に記載された発明は、そもそもアンテナ素子以外に平面アンテナユニットが組み込まれていないアンテナ装置の発明を含み…、そのような構成の発明の課題は、発明の詳細な説明には記載されていない。そのため、請求項 1 に記載された発明は、当業者が発明の詳細な説明の記載によって課題を認識

できない発明を含むものであり、当業者が課題を解決できると認識できる範囲を超えたものである。また、請求項1に記載された発明は、アンテナ素子に加えて平面アンテナユニットが組み込まれてはいるものの、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔が約0.25λ未満であるアンテナ装置の発明を含むが…、発明の詳細な説明には、課題を解決する方法として、平面アンテナユニットの上面とアンテナ素子の下端との間隔を約0.25λ以上とすることが記載されており、アンテナ素子の下縁と平面アンテナユニットの上面との間隔を約0.25λ未満とするならば、発明の詳細な説明に記載された課題を解決することはできない。」

＜11＞平成30年（行ケ）第10073号〔インクカートリッジICチップ事件〕＜森裁判長＞は、クレーム中に課題を解決できない構成も含まれているとして、サポート要件×と判断した。（※パラメータ発明ではないが、参考になる。）

（判旨抜粋）「本願明細書に接した当業者は、本願発明1のうち、上記実施例…に該当するものについては、本願発明1の課題を解決できると認識するが、本願発明1のうち、その余の構成のものについては、本願発明1の課題を解決できると認識することはできない…。」

（3）クレーム文言に形式的に含まれる範囲全体に亘って課題が解決されるように記載されている必要がないとした裁判例（⇒全ての裁判例において＜サポート要件○＞と判断されている。）

＜1＞平成23年（行ケ）第10010号〔ヒートポンプ式冷暖房機事件〕は、全ての条件で効果を奏する必要はないとして、サポート要件○と判断した。

（判旨抜粋）「一般に、特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載された実施例とは異なる条件で実施された場合にあっては、発明の詳細な説明に記載された効果を奏しないことがあることは想定されるのであって、全ての設計条件、環境条件の下で常にその効果が奏するものでないからといって、発明の詳細な説明には、当業者において、特許請求の範囲に記載された発明の課題が解決されるものと認識し得る程度の記載がないとして、サポート要件が否定されるべきものとはいえない。」

＜2＞平成24年（行ケ）第10332号〔アーク放電陰極事件〕は、発明を合目的的に認定して、出願時の当

業者が実施可能であるとして、サポート要件○と判断した。

（判旨抜粋）「本願発明の請求項1はスリットの幅や長さ等を数値によって特定していない。しかしながら、『スリット』という用語自体に『細長い切れ目』という意味が存在するし、技術的思想として、第1側面における第1スリットの開口部と、第2側面における第2スリットの開口部との間でアーク放電が安定的に得ることが、本願明細書の発明の詳細な説明に記載されているから、本願発明におけるスリットは、そのような目的を実現できるだけの幅や長さによらずと限定されるものと解すべきである。」

＜3＞平成24年（行ケ）第102365号〔回転歯ブラシの製造方法事件〕は、想定され得る全ての実施態様の記載がなくても直ちにサポート要件違反ではないとして、サポート要件○と判断した。

（判旨抜粋）「特許請求の範囲の記載が、明細書のサポート要件に適合するか否かは、前記（1）で述べた基準により判断されるべきものであり、発明の詳細な説明に、想定され得る全ての実施態様についての記載がないからといって、そのことが直ちにサポート要件違反を構成するものではない。」

＜4＞平成23年（行ケ）第10254号〔減塩醤油類事件＜一次判決＞〕＜滝澤裁判長＞は、一つのパラメータの下限付近のとき他方は上限付近であると当業者が理解するとして、サポート要件○と判断した。

（判旨抜粋）「本件明細書に接した当業者は、本件発明1において、食塩濃度が7w/w%台の減塩醤油であって、カリウム濃度が本件発明で特定される範囲で下限値に近い場合には、塩味が十分に感じられない可能性があるとして、このような場合には、カリウム濃度を本件発明1で特定される範囲の上限値近くにするにより、減塩醤油の塩味を強く感じさせることができると理解するものと解される。…数値範囲の極限において発明の課題を解決できない場合があるとしても、本件発明がサポート要件を満たさないということは適切ではない。」

＜5＞平成26年（行ケ）第10254号〔青果物用包装袋事件〕＜高部裁判長＞は、下限値付近で効果がない場合があっても許容されるとして、サポート要件○と判断した。

（判旨抜粋）「包装内のガス濃度（酸素濃度、二酸化炭素濃度）を青果物の保存に適した雰囲気にするために

より、青果物の鮮度保持が可能となることも、当業者であれば理解できる事項であるから、サポート要件を充足するというべきである…。なお、本件発明1の特許請求の範囲が青果物の種類を限定しないものであるからといって、本件発明1が全ての青果物において良好な鮮度保持効果をもたらすことを実施例をもって示さなければ、サポート要件の充足性が認められないというものではない。…

原告は、本件発明1がその特許請求の範囲の全領域において、全ての青果物について良好な鮮度保持効果を有するとはいえないことの根拠として、原告の行った実験結果…を挙げる。しかし、このうち、甲13、22及び23の実験は、それぞれ本件発明1の『青果物100gあたりの切れ込みの長さの合計が0.08mm以上17mm以下である』構成の下限値付近の実験例1例を示すものにすぎず、これらの実験結果をもって、前記…の認定を左右するに足りない…。』

6. ＜付録＞発明が解決する課題をクレームアップするとサポート要件を満たすか（最近の重要トピック）

最後に、サポート要件（ここでは、要件②）に関する最近の重要トピックとして、発明が解決する課題をクレームアップした場合、同要件を満たすことになるか否かが実務上注目されている。

この点につき、平成29年（行ケ）第10225号〔PCSK9に対する抗原結合タンパク質事件〕＜大鷹裁判長＞（アムジエン v. サノフィ）は、「参照抗体と『競合する』抗体であれば、PCSK9とLDLRとの結合を中和するものといえないとしても、本件訂正発明1は『PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ』る抗体であることを発明特定事項とするものであるから、そのことは、上記認定を左右するものではない。」と判示しており、抗体が「PCSK9とLDLRタンパク質の結合を中和することができ」という課題・作用効果自体がクレームアップされているから、同課題を解決できない（作用効果を有しない＝中和することができない）抗体はそもそも発明に属しないことを理由に、サポート要件○と判断された。脚注に示したとおり、一連の裁判では、審決取消訴訟の大鷹裁判長、侵害訴訟の地裁判決の柴田裁判長、控訴審判決の高部裁判長が、何れもサポート要件○と判断している。

他方、令和元年（行ケ）第10136号〔パロノセトロ

ン液状医薬製剤事件〕＜鶴岡裁判長＞においては、「少なくとも24ヶ月の貯蔵安定性を有する溶液」という課題・作用効果自体をクレームアップしていたが、クレームアップされた課題・効果も明細書に記載され、課題解決が認識できる必要があるとして、サポート要件違反と判断された。この考え方は、平成28年（行ケ）10189〔光学ガラス事件〕＜鶴岡裁判長＞も、「本願組成要件で特定される光学ガラスが高い蓋然性をもって本願物性要件を満たし得るものであることを、発明の詳細な説明の記載や示唆又は本願出願時の技術常識から当業者が認識できることが必要というべきである」と判示して、課題がクレームアップされている場合、クレームされた組成が同課題を高い蓋然性で満たすと当業者が認識できる必要があると判示しており同旨である（〔光学ガラス事件〕判決は、一般論は権利者に厳しいが、結論はプロパテントであった。）。

発明が解決する課題をクレームアップした場合、それが発明特定事項となってサポート要件を満たすか、事案毎であるとするならばどのように切り分けられるか、その境界線は必ずしも明らかではなく、今後の裁判例の蓄積が待たれる。

7. まとめ

本項においては、〔偏光フィルム知財高裁大合議判決〕が「パラメータ発明」について示した「数式が示す範囲と得られる効果（性能）との関係の技術的な意味」が認識できるという加重要件の影響及び適用の境界線（＜切り口①＞）、クレーム文言に形式的に属する全ての範囲について発明の課題を解決できると当業者が認識できる必要があるか否か（＜切り口③＞）、発明の「課題」を個別的・具体的に認定するか上位概念で抽象的に認定するかという観点（＜切り口②＞）、発明が解決する課題をクレームアップするとサポート要件を満たすかについて、裁判例を整理しつつ考察した。本稿では、裁判所の判断傾向が時代とともに大きく変化しており、判断基準自体がダブルスタンダードであるとも考えられるサポート要件について、裁判所の傾向／トレンド／時代に焦点を当てた筆者自身の2年前の論稿⁽¹⁶⁾とは異なり、定性的な3つ（+a）の切り口で整理し、考察を試みたものである。本文中でも述べたとおり、サポート要件に関する裁判所の傾向をパーフェクトに切り分けることは不可能である。本稿は一つの考え方と示すとともに、皆様からご意見を

頂戴し、筆者自身が更に考察を深める契機とすることを今後の課題として、一旦筆を擱くこととする。

以上

(注)

- (1) 知財高判大合議平成 17 年（行ケ）第 10042 号〔偏光フィルム知財高裁大合議判決〕
- (2) 「但し、X：2cm×2cm のフィルム片の熱水中での完溶温度（℃）
Y：20℃ の恒温水槽中に、10cm×10cm のフィルム片を 15 分間浸漬し膨潤させた後、105℃ で 2 時間乾燥を行った時に下式浸漬後のフィルムの重量／乾燥後のフィルムの重量より算出される平衡膨潤度（重量分率）」
- (3) 平成 27 年末から平成 29 年末にかけての暗黒の 2 年間（拙稿：「特許法上の諸論点と、『課題』の一气通貫」パテント Vol.72 No.12（別冊 No.22）<https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3401>）
- (4) この仮想事例は、同一の特許発明（発明の名称「減塩醤油類」）について、第一次訴訟と第二次訴訟とでサポート要件の判断が分かれた実際の裁判例を念頭に置いている。第一次訴訟（平成 23 年（行ケ）第 10254 号〈滝澤〉）は「本件明細書に接した当業者は、本件発明 1 において、食塩濃度が 7w/w% 台の減塩醤油であって、カリウム濃度が本件発明で特定される範囲で下限値に近い場合には、塩味が十分に感じられない可能性がある」と理解すると同時に、このような場合には、カリウム濃度を本件発明 1 で特定される範囲の上限値近くにすることにより、減塩醤油の塩味を強く感じさせることができると理解するものと解される。」と判示してサポート要件○と判断したが、第二次訴訟（平成 26 年（行ケ）第 10155 号〈清水〉）は「本件発明の課題が解決されたというためには、本件明細書において設定した、塩味が 3 以上、苦みが 3 以下、総合評価が○以上という評価を達成しなければならない」と課題を限定的に認定したうえで、「本件明細書には、調味料や酸味料を含まずに食塩濃度を 9w/w% から減少させたときの塩味の評価については何ら示されていないし、食塩濃度が 7w/w% の場合において、どの程度のカリウムを加えれば塩味の指標が 3 以上となり、かつ、苦みも 3 以下となるかということについて、予測する手がかりとなる記載も、また、それに関する技術常識もないから、上限値のカリウム濃度は、2w/w% 分の塩分濃度の減少を補うに足りるか、その場合の苦みはどうか不明というほかない。」と判示してサポート要件違反と判断した。
- (5) 平成 31 年（ネ）第 10004 号〔PCSK9 に対する抗原結合タンパク質事件〕〈高部裁判長〉（アムジエン v. サノフィ）、平成 29 年（ワ）第 16468 号〔PCSK9 に対する抗原結合タンパク質事件〕〈柴田裁判長〉（アムジエン v. サノフィ）も同様にサポート要件○と判断している。
- (6) 平成 28 年（行ケ）10189〔光学ガラス事件〕〈鶴岡裁判長〉、平成 24 年（行ケ）10151〔高強度高延性容器用鋼板事件〕〈芝田裁判長〉同旨

- (7) 拙稿「実施可能要件とサポート要件との関係」（知財管理 Vol.65 No.5 2015）
- (8) 拙稿「実施可能要件とサポート要件との関係」（知財管理 Vol.65 No.5 2015）
- (9) ※余談であるが、均等論第 1 要件の非本質的部分を検討する際に前提となる発明の課題も、「明細書に従来技術が解決できなかった課題として記載されているところが、出願時…の従来技術に照らして客観的に見て不十分な場合には、明細書に記載されていない従来技術も参酌して、当該特許発明の従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が認定されるべきである。」とされている（知財高判（大合議）平成 27 年（ネ）第 10014 号〔マキサカルシトール事件〕）
- (10) 平成 27 年（行ケ）10105〔オキサリプラチニムの医薬的に安定な製剤事件〕〈清水裁判長〉「サポート要件の判断において把握される本件発明の技術的意義については、あくまで、明細書の記載要件として、本件明細書及び本件出願時の技術常識から判断すべきものであり、明確性要件において述べたのと同様に、出願経過、審判における対応や外国語出願における原文を参酌することは相当でない」
平成 26 年（行ケ）10008〔…外来遺伝子導入法事件〕〈設楽裁判長〉～「原告は…本件発明 1 の電場強度及び熱量強度の範囲内であるにもかかわらず、生存率又は遺伝子導入効率が 80% 以上ではないサンプルが…存在することを指摘…する。…しかし、…本件発明は、生存率及び遺伝子導入効率の向上及びランニングコストの低減を解決課題とする発明であり（本件明細書の段落【0007】、【0010】）、生存率及び遺伝子導入効率を 80% 以上とすることを解決課題とする発明ではなく、かえって、本件明細書の段落【0040】においては、「以下の結果において、Hela 細胞（判決注：実施例において用いられた細胞であり、ヒト子宮頸癌細胞の株化細胞）については、生存率と遺伝子導入効率が両方とも 40% 以上の条件は好適であると判定できる。」とも記載されているのであり、生存率又は遺伝子導入効率が 80% 以上とならないサンプルが存在することは、本件発明の課題解決や作用効果を否定する理由とはならない。なお、…本件発明の進歩性は、「格別顕著な効果」を有しなくても否定されるものではないから、進歩性を認めるために、生存率又は遺伝子導入効率が 80% 以上となることが必要とされるものでもない。」
- (11) 判決文の本文中に「技術的な変数」という文言を含む判決は、〔偏光フィルム知財高裁大合議判決〕の他に、〔…トマト含有飲料事件〕、〔フリバンセリン事件〕、〔両面粘着テープ事件〕、〔容器事件〕の 5 件のみであった。
平成 30 年（行ケ）第 10104 号〔容器事件〕は、「【請求項 1】…突出部の少なくとも端縁部の上面側には、凸形状の高さが 0.1～1mm となり隣り合う凸形状の間隔が 0.5～5mm となるように凹凸形状が形成され、且つ該端縁部の下面側が平坦に形成されていることを特徴とする容器」というクレーム文言につき、「本件審決は、本件発明における数値範囲は、『単に、本件特許に係る容器に適用する際の凹凸形状の大きさの程度を示したものの』にすぎず、『特性値を表す二つの技術的な変数を用いた一定の数式により示される範囲をもって

特定したものではない」から、本件発明はパラメータ発明ではない」としてサポート要件○と判断した審決について、「原告は、本件発明がパラメータ発明に係るサポート要件を満たしていない、本件明細書において、凸形状の高さ及び間隔は、どのような高さ及び間隔であれば、切創等が生じなくなるのか、実施例や比較例等がなく不明であり、本件特許に規定される数値をどのようにして導き出したのかその根拠、理由が不明であるなどと主張する。しかし、前記(1)イ(ア)のとおり、圧縮されて厚みが薄くなっている(発明特定事項C)のみで凹凸形状が形成されていない突出部の端縁部に比べて、発明特定事項D及びEに規定される数値範囲の凹凸形状が形成されているものの方が、指と端縁部の端面との接触面積が増して指等の怪我が生じにくくなり、怪我防止の効果を奏することが容易に理解できる。また、発明特定事項D及びEに規定される数値範囲は、当該数値範囲の凹凸形状であれば、指等の怪我防止という効果が生じるが、当該数値範囲の凹凸形状でなければ効果が生じないような数値範囲を規定したものと解する根拠はない。この点について、原告は、発明特定事項D及びEは、拒絶理由を解消するために追加された限定である旨主張するが、そうであるからといって、上記のような臨界的な意義を有するものと理解しなければならぬということとはできない。したがって、本件明細書に実施例や比較例、数値範囲の根拠についての説明がなくとも、前記アの判断は左右されない。」と判示して、審決を維持している。

(12)大合議判決を引用したその他の各裁判例は、要件①②のみを引用しており、要件③については、その採否自体を検討することなく採用していない。各裁判例のクレーム文言を、以下に示す。

①平成28年(行ケ)第10064号〔ポリビニルアルコール系重合体フィルム事件〕<森>⇒サポート要件×

「【請求項1】ポリビニルアルコール系重合体(A)、および当該ポリビニルアルコール系重合体(A)100質量部に対してノニオン系界面活性剤(B)を0.001~1質量部含むポリビニルアルコール系重合体フィルムであって、水に7質量%の濃度で溶解させた際の20℃におけるpHが2.0~6.8であるポリビニルアルコール系重合体フィルム。」

②東京地判平成25(ワ)第4040号⇒サポート要件○

「【請求項13】のとおりであり、これを構成要件に分説すると以下のとおりである(以下、分説に係る各構成要件を、符号に対応して「構成要件A-1」などといい、構成要件A-1ないしA-6を併せて「構成要件A」、構成要件B-1ないしB-3を併せて「構成要件B」という。)

A-1 下記構造を有する化合物の製造方法であって：…

A-2 (式中、nは1~5の整数であり；

A-3 R1およびR2は各々独立に、所望により置換されたC1-C6アルキルであり；

A-4 WおよびXは各々独立に水素またはC1-C6アルキルであり；

A-5 YはO、SまたはNR3であり、ここでR3は水素、C1-C6アルキルまたは保護基であり；

A-6 そしてZは、式：…のCD環構造、式：…のステロイド環構造、または式：…のビタミンD構造であり、Zの構造の各々は、1以上の保護または未保護の置換基および/または1以上の保護基を所望により有していてもよく、Zの構造の環はいずれも1以上の不飽和結合を所望により有していてもよい)

B-1 (a) 下記構造：…(式中、W、X、YおよびZは上記定義の通りである)を有する化合物を

B-2 塩基の存在下で下記構造：…(式中、n、R1およびR2は上記定義の通りであり、そしてEは脱離基である)を有する化合物と反応させて、

B-3 下記構造：…を有するエポキシド化合物を製造すること；

C (b) そのエポキシド化合物を還元剤で処理して化合物を製造すること；および

D (c) かくして製造された化合物を回収すること；

E を含む方法。」

③東京地判平成24年(ワ)第25291号⇒サポート要件○

「【請求項1】断面半円形の導流溝の最下部に跳返り防止用の凹溝を長手方向に形成してなるマンホール用のインバート。」

④平成24年(行ケ)第10292号〔強接着再剥離型粘着剤及び粘着テープ事件〕⇒サポート要件×

「【請求項1】n-ブチルアクリレートを50重量部以上、カルボキシ基を持つビニルモノマー及び/又は窒素含有ビニルモノマーの一種以上を1~5重量部、水酸基含有ビニルモノマー0.01~5重量部を必須成分として調製されるアクリル共重合体100重量部と、(b)粘着付与樹脂10~40重量部からなる粘着剤組成物を架橋した粘着剤を基材の少なくとも片面に設けてなる粘着テープであり、

前記粘着剤の周波数1Hzにて測定されるtanδのピークが5℃以下にあり、50℃での貯蔵弾性率G'が7.0×10⁴~9.0×10⁴(Pa)、130℃でのtanδが0.6~0.8であることを特徴とする粘着テープ。」

⑤平成23年(ワ)第35168号<大須賀>〔発光ダイオード事件〕⇒サポート要件×

「【請求項1】窒化ガリウム系化合物半導体を有するLEDチップと、該LEDチップを直接覆うコーティング樹脂であって、該LEDチップからの第1の光の少なくとも一部を吸収し波長変換して前記第1の光とは波長の異なる第2の光を発光するフォトルミネセンス蛍光体が含有されたコーティング樹脂を有し、

前記フォトルミネセンス蛍光体に吸収されずに通過した前記第1の光の発光スペクトルと前記第2の光の発光スペクトルとが重なり合って白色系の光を発光する発光ダイオードであって、

前記コーティング樹脂中のフォトルミネセンス蛍光体の濃度が、前記コーティング樹脂の表面側から前記LEDチップに向かって高くなっていることを特徴とする発光ダイオード。」

⑥平成23年(行ケ)第10186号〔硬質塩化ビニル系樹脂管事件〕<塩月>⇒サポート要件×

「【請求項1】顔料として有機系黒色顔料が添加された硬質塩

化ビニル系樹脂管であって、 $3500\text{kcal/m}^2 \cdot \text{日}$ 以上の日射量が存在する環境下に20日間静置された後の、下記式(1)から算出される周方向応力 σ の最大値と最小値の差 $\Delta\sigma$ が 2.94MPa 以下であることを特徴とする硬質塩化ビニル系樹脂管。

$$\sigma = [E/(1-R^2)] \cdot t/2 \cdot (1/r1 - 1/r0) \quad (1)$$

E:引張弾性率 R:ポアソン比 t:肉厚 r0:切開前内半径 r1:切開後内半径]

㊦平成22年(行ケ)第10252号〔音響波方式タッチパネル事件〕⇒サポート要件×

「【請求項1】音響波の伝搬媒体としてのガラス基板を備え、接触位置に関する座標データを検知するためのタッチパネルであって、前記ガラス基板が、主成分としてのSiO₂と追加の成分とで構成され、追加の成分が、

BaOの含有量が1.5重量%以下であり、

ZrO₂およびSrOのうち少なくとも一方の成分を1重量%以上含む

ことを特徴とする、前記タッチパネル。」

㊧平成21年(行ケ)第10252号〔押し棒を有する電気スイッチ事件〕⇒サポート要件○

「【請求項1】電気回路の接点を開閉する接点具と、その接点具を開閉する為に操作する作動部と、作動部の動きを接点具に伝える押し棒とを有し、接点具が電気回路を閉じて電気回路を接続した状態と、接点具が電気回路を開いて電気回路を遮断し得る状態の2つを有する押し棒を有する電気スイッチに於いて、上記接点具は作動部と接点具を有する接点保持部が一体結合された状態で押し棒が停止状態の時に閉じていて電気回路を接続と成し、作動部の操作によって押し棒が押下された時に開いて、電気回路を遮断となす以外に、作動部と接点保持部を分離した時に接点具がバネの作用によって電気回路を開き電気回路を遮断できるように構成されていることを特徴とする押し棒を有する電気スイッチ。」

㊨平成19年(行ケ)第10367号〔光触媒体の製造法事件〕⇒サポート要件○

「【請求項1】光触媒を基体に担持固定してなる光触媒体の製造法であって、光触媒とアモルファス型過酸化チタンゾルとを混合し、コーティングした後、80℃以下で乾燥させ、固化させて得たことを特徴とする光触媒体の製造法。」

(13)実務上の最重要ファクターの一つは、時代とともに移り変わる裁判所の傾向である。上掲した同一の特許発明(発明の名称「減塩醤油類」)について第一次訴訟と第二次訴訟とでサポート要件の判断が分かれた一連の事件(第一次訴訟(平成23年(行ケ)第10254号<滝澤>)(第二次訴訟(平成26年(行ケ)第10155号<清水>))は、クレーム文言及び発明の詳細な説明の記載が全く同じであっても当事者の主張及び判断者により結論が変わり得ることを意味しており、発明自体の研究では実務上不足することを我々実務家に明確に突き付けている。

(14)同上。実務上の最重要ファクターの一つは、時代とともに移り変わる裁判所の傾向である。

(15)東京地判平成27年(ワ)第11434号〔骨折における骨の断片の固定のための固定手段装置事件〕<沖中裁判長>は、「本件発明1は、請求項1の構成を採用することによって従来技術の問題点を克服し、上記各作用効果を奏するとされているところ、構成要件Fを除く本件発明1の構成要件(AないしE及びG)の構成は、従来技術である乙9発明に開示されていると解される。そうすると、本件発明1の本質的部分は、構成要件Fであり、上記各作用効果を奏する構成は、構成要件Fに規定された構成であると解される。」と判示して、作用効果不奏功の抗弁に近い理由で、非充足と判断した。

東京地判平成11年(ワ)第3942号〔艶出し洗浄方法事件〕は、「『泡調整剤』の意味は明確でなく、本件明細書に記載された作用効果を奏するものを『泡調整剤』と解するほかない。すなわち、基剤に2wt%を越えない範囲で配合され、発生した泡を消泡させる作用を奏するもの、と考えるべきである。」と判示して、作用効果不奏功の抗弁に近い理由で、非充足と判断した。

(16)平成27年末から平成29年末にかけての暗黒の2年間(拙稿:「特許法上の諸論点と、『課題』の一貫通貫」) Vol.72 No.12(別冊No.22)) <https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/3401>

(原稿受領 2021.2.12)